

農業経営者法人化等総合サポート事業における専門家募集要項

1 目 的

農業経営の改善や法人化などの課題を有する農業者に対し、課題解決のために派遣する専門家について、本要項に基づき募集する。

選定した専門家は、「農業経営者法人化等総合サポート事業に係る専門家登録規程（令和4年4月1日付け農経第222号農政部長通知）」に基づき専門家名簿に登録する。

2 登録予定人数

若干名（中小企業診断士や税理士、社会保険労務士等）

3 応募資格

次の（1）から（4）までの全ての要件を満たす者

- （1）本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下、「技能等」という。）を有すること。
- （2）自らの専門的分野において農業経営者等への支援実績があること、又は専門家として登録しようとする年度において、国が提供する農業経営人材育成研修プログラム（以下「研修プログラム」という。）の支援コースのうち「経営相談のポイント」、「経営改善策の提案・支援のプロセス」及び「農業施策」の3科目を修了していること。
- （3）県内全ての地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者等への指導等ができること。
- （4）以下のいずれかに該当すること。
 - ア 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者
 - イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者
 - ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者
 - エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

4 募集期間

令和7年6月3日（火）～6月10日（火）まで

5 応募方法

次の書類を下記応募先に提出する。（郵政又は電子メール）

- （1） 専門家登録履歴書（様式1）
 - （2） 各種資格等を証する書類の写し
 - （3） 自らの専門分野における農業経営者等への支援実績（任意様式）
 - （4） 国が提供する研修プログラムを受講している場合は、修了証書等の写し
- ※ 郵送による場合は、募集期間中に必着とします。
※ 様式は、県ホームページから入手できます。

6 応募先

岐阜県農政部 農業経営課 担い手対策室 経営体強化育成係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話番号：058-272-8225

電子メール：c11419@pref.gifu.lg.jp

7 選考方法

応募書類をもとに書類審査を行う。必要に応じて面接を実施する。

8 その他

- (1) 応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類及び添付資料は返却しない。
- (3) 使用する言語は日本語に限る。